

健康保険被扶養者資格調査(検認) Q&A

◆記入方法・調書内容の訂正について

Q1 調書の住所(電話番号)が引越す前の住所です。どうすればよいのでしょうか？

A1 調書の旧住所を赤字＝線で抹消し、新しい住所を赤字で記入してください。なお、会社宛へ住所変更をしていない場合は、速やかに届出をお願いします。

Q2 フリガナが違っており、訂正記入しましたが、保険証の訂正はどうしたらよいのでしょうか？

A2 氏名(フリガナ)、性別、生年月日の保険証訂正は、氏名・生年月日変更(訂正)届に保険証を添えて速やかに事業所(会社)へ届出てください。(備考欄に「届出の提出日付」を記入願います)

Q3 調書に子の情報が印字されていません。加筆した方がよいのでしょうか？

A3 (1)平成29年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方

(2)平成31年4月1日の時点で18歳以下である方

は、今回は調査対象外としていることから、被扶養者の登録があっても調書へ印字していませんので、加筆の必要はありません。

Q4 以前、会社への届出で妻を被扶養者から外したはずが、名前が調書に載っていました。どうしたらよいのでしょうか？

A7 健康保険の被扶養者の削除手続きは、会社宛の扶養や税金の届出として行うものとは別の手続きが必要です。お勤め先の健保担当窓口にお問い合わせ頂くか、インターネットより、「三菱電機ビルテクノサービス健保組合ホームページ→各種手続き→家族の加入・脱退について→手続き→家族が加入からはずれるとき」を参照し、削除手続き(異動届の提出、保険証の返納等)を別途行って下さい。

Q5 妻が就職し、削除の被扶養者(異動)届はすでに提出済なのに名前が調書に載っていました。どうしたらよいのでしょうか？

A5 7月6日現在のデータで作成をしておりますので、多少ずれが生じる場合があります。調書・該当者の備考欄へ「削除申請済」とご記入ください。その場合、添付書類は必要ありません。

◆添付書類について

Q6 住民票は「省略事項のないもの」を提出となっておりますが、マイナンバーや本籍は省略できますか？

A6 マイナンバー、本籍は省略して頂いて構いません。

Q7 課税・非課税証明書、住民票はどこで交付されますか？

A7 住民登録をしている各市区町村役場(又は出張所)にて交付を受けることができます。交付の際は、本人確認書類(免許証や健康保険証等)の提示が求められる場合がありますので、役場へご持参ください。

なお、転居等に伴い、住民票を異動した場合、課税・非課税証明書は1月1日時点で住民登録がある市区町村での交付となります。したがって、転居前の市区町村役場に交付申請することになりますので、ご留

意願います。なお詳細手続きについては、当該市区町村役場にご確認願います。

(但し、住民票は転居後に登録がある市区町村役場で交付を受けてください)

Q8 課税・非課税証明書を交付してもらったために市役所に行ったところ、「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」の3種類がありました。どれを提出したらよいのでしょうか？

A8 証明書の名称は各市町村によって異なります。今回必要な内容は「平成29年の収入額がわかる証明書」ですので、平成29年の収入額(実際の金額)がわかる内容であれば、書類の名称は問いません。

Q9 課税・非課税証明書や住民票は有料ですが、今回の調査に伴う費用は「全額自己負担」でしょうか？

A9 自己負担となります。

Q10 市民税・県民税特別徴収税額通知書や、源泉徴収票の写しなどで代用できますか？

A10 市民税・県民税特別徴収税額通知書は納税方法を「普通徴収」にしている場合、収入が記載されないことや、源泉徴収票は給与収入以外の収入が載らないことから、代用できません。

◆被扶養者の収入について

Q11 昨年度一時所得(遺産・不動産売却収入・株式譲渡益など)が入ったため証明書には限度額の130万円を超えた金額が記載されてきました。一時的な収入でも扶養から外れなくてはならないのでしょうか？

A11 課税・非課税証明書を入手の上、調書の備考欄に「不動産売却のため」など一時的に所得が多くなってしまった理由を書いてください。

なお、当健保では一時所得(遺産や不動産売却収入、株式譲渡益など)は収入に含んでおりません。主として被保険者に生計を維持されていれば扶養は継続となります。

◆別居の場合の手続き(送金証明 等)について

Q12 別居の両親が無職無収入、又は収入が少ない場合、被扶養者申請の判断にあたって、仕送り額の目安はありますか？ またその他留意点があれば教えてください。

A12 別居している家族を被扶養者とするには、次の3点をいずれも満たす必要があります。

①被保険者からの送金等によって継続的な生計維持関係の成立及びその事実確認が可能である事

②被扶養者の収入が当該送金等の額よりも少ない事

(別居被扶養者の年収が72万円未満の場合、仕送りの下限基準額は1人につき6万円/月。)

③被扶養者の収入が被保険者の収入の1/2未満である事

ただし、個々の状況を総合的にみて扶養実態を判断するので、たとえ下限基準額をクリアしていても、扶養状況が確認できなければ認定できない場合があります。

両親ともに無職無収入であれば、基本的には2人分で合計12万円以上の送金が必要となります。

Q13 送金額がわかる書類とはどんなものがあるのでしょうか？

A13 まず、振込人(差出人)は被保険者(本人名義以外は不可)、受取人は被扶養者であり、送金額と受取人・振込人の記載があるものが必要です。

例) ・払込依頼書 ・払込票 ・通帳のコピー(送金以外の部分は消してください)

・ATMの利用明細書 ・自動振込(引き落とし)の契約書のコピー

- ・現金書留(差出人が郵便局からもらう控えで、損害要償額・お受取人・引受日付印が記載のもの)
- ・インターネットバンキングの送金額と受取人・振込人の記載がある書面

以下のものは、振込人(差出人)と受取人が確認できないため、認められません。

- ・一冊の通帳(一つの口座)でのやり取りで、被保険者が通帳で入金し、その口座から受取人がキャッシュカードで下ろした際の通帳コピー
- ・手渡し

こういった場合、ご面倒でも送金方法の変更をお願い致します。(振込人(差出人)と受取人、金額が確認しやすい銀行振り込みがよいかと思います。)

送金確認が出来ないと生計維持関係の判定が出来ない為、A12①を満たさないものとなりますので、予めご了承ください。

Q14 加入時は事業主発行の送金証明で可としていたが、今回は使えないのでしょうか？

A14 加入時は、事業主が裏付けをとった事を前提に事業主証明を可としています。調査確認ではその内容が継続しているかを健康保険組合が確認することになりますので、今回は使えません。

Q15 送金はしていますが、調査確認があると思っていなかったなので、その控えについては捨ててしまいました。どうしたらよいでしょうか？

A15 通帳の表面のコピー及び、送金に該当することがわかるページをコピーし、送金に該当する部分(被保険者の通帳の場合、振込先の被扶養者の名前が載っている行、被扶養者の通帳であれば振込元の被保険者の名前が載っている行)以外をマジック等で抹消し、3か月分の送金ができるようにてご提出ください。送金の事実が確認できない場合は扶養削除となります。

Q16 母が、介護施設に入所していますので、本人への送金ではなく、請求に基づく施設への支払いを行って振込の控えがありません。どうしたらよいでしょうか？

A16 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、身体(知的)障害厚生施設に限り、金融機関を通した仕送り証明は免除とされますが、代わりに、施設への入所を示す書類(契約書のコピー等)を添付してください。

◆その他

Q17 母親を扶養していますが、歩行が困難で介護認定を受けております。非課税証明書をとるのは、負担が大きいため、住居地の民生委員の「無職・無収入証明」で代替できますか？

A17 地方自治体によっては、民生委員制度が廃止されている為、証明書としては、認めておりません。したがって大変お手数ですが、市区町村の窓口に相談し手続きをしてください。

Q18 両親を扶養していますが、二世帯住宅に住んでいます。この場合同居と考えて非課税証明だけでよいでしょうか。

A18 二世帯住宅は別居の扱いとなりますので、それに準じた手続きをする必要があります。